

お願
い

拝啓 木々の青葉が一段と映えるこの頃ですが、各位におかれましては益々御清栄のこと、お慶び申し上げます。

この度、職業訓練関係者各位及び各種研究機関の御援助によりまして、第一集に続き「職業訓練関係資料集（一）」をまとめることができましたので、御送付させていただきます。

この第二集は昭和一三年以降昭和一六年迄の職業訓練に關する原資料を再録したものであります。しかし我々の力量不足のために極めて不充分なものになります。読者各位の忌憚のない御批判と御教示によつて、そらの欠陥を補へより完全な資料集に致しあく念じております。

なお、当センター基礎研究部訓練制度研究室及び訓練教科方法研究室では、日下この第一・二集に続き、昭和一七年以降昭和三三年迄の職業訓練関係資料の収集作業を行っております。つきましては、この種の資料集の編集のあり方、更には関係資料の所在等につき御助言を賜われゝば幸甚です。

敬具

昭和五七年五月一〇日

佐々木 輝雄
田中万年

訂正箇所

〔上巻(5)頁上段二一行目の「大学予科」を、「大学予科及び一部の実業学校」に訂正。

〔上巻一二頁下段一九行目の日付の次に、「(官報)」を追加。

〔上巻一八〇頁上段一行目の(編注)を、(編注・四一三一一二より転載)に訂正。
〔下巻二八七頁下段の最後の行に、(編注・原資料「社会政策時報第二十六号」では平仮名)を追加。

お願
い

序

本資料集は昭和五十四年度に刊行された「職業訓練関係資料集(I)」につづく第二集である。著者も述べているように、わが国の職業訓練は、他の社会的諸制度の影響を強く受けながらも、それ独自の理念、制度形態、教育内容をもって今日迄展開されてきた。それにかかわらず、その営みを吟味し、継承するための情報の整理や実態把握は十全とは云えないであろう。本資料集はその充足をめざしている。

今日、日本人はグローバルな視野の下に、自らの生き方を決めねばならなくなつた。その生き方の選択に当つて、職業訓練の重要性は増すであらう。そのことは最近諸外国の状況からも推測できる。本資料集が、そのような意味で、職業訓練関係者はもとより、これに関心をもつ方々の知見や判断に寄与できることを願つてゐる。

昭和五十七年三月

職業訓練研究センター所長
宗 僚 元 介

職業訓練が産業・労働・社会・教育等の諸制度の在り様に、強い影響を受けていることは誰も否定しないであろう。しかしこのような事実から、職業訓練を単にこれ等の諸制度に「従属するもの」、あるいは「みたいなもの」と結論づけるならば、そのような見解には賛同し難いのである。何故ならば、われわれは職業訓練なるものが時々の諸制度に強く影響されながらも、それ独自の理念・制度形態・教育内容をもって、今日まで展開してきたと考えていいからである。にもかかわらず、誤解を恐れずに極論すれば、職業訓練は一般に「従属するもの」・「みたいのもの」と捉えられがちである。

それは奈辺に起因するのであろうか。それは職業訓練が他の諸制度に強く影響されてきたためであろうか。あるいは職業訓練があまりにも激しく変化を繰り返してきたためであろうか。しかしこのような影響あるいは変化は、何も職業訓練の分野においても、同様に見られたことではない。それ等は産業・労働・社会・教育等の分野においても、同様に見られたことである。だとするならば、その主たる原因・理由は何であろうか。それは職業訓練が今日まで當んできた當みを発掘し、それを批判的に吟味し継承することを軽視してきたためではなかろうか、と考えるのである。このような課題認識から、われわれは昭和五二年以降、職業訓練に関する先達の業績を発掘し、それ等の資料を整理する作業を着手してきたのである。そしてその作業の一部として、大正六年以降昭和一二年迄の時期における職業訓練関係資料を掲載した『職業訓練関係資料集(I)』を、昭和五五年に公

刊してきたのである。この第二集はこのような第一集の成果を踏え、それ以降、特に昭和一三年以降昭和一六年迄の時期における職業訓練関係資料を掲載したものである。周知の通り、この時期は昭和一二年七月の日中戦争の勃発から昭和一六年一二月の太平洋戦争の開始までの時期に当たり、わが国の諸制度がいづれも戦時体制下に置かれた時期でもあった。

しかしその評価はともあれ、この時期における職業訓練制度は、熟練工・技能者の養成と云う命題の下に、画期的な発展をみたのである。即ち、文部省による工業学校第二部・乙種工業学校・工業青年学校の増設努力、又厚生省による公共職業補導施設の拡充と幹部機械工養成所・国民勤労訓練所の新設、そして「工場事業場技能者養成令」に基づく企業内技能者養成の制度化、更に商工省による官立機械工養成所及び公私立機械工養成所（訓育所）の新設は、その展開の一端である。これ等の熟練工・技能者養成施設の影響は、行論において明らかにする通り、今日の職業訓練の理念・制度・訓練内容・指導方法の随所に見い出すのである。にもかかわらず、特に厚生省及び商工省所管のそれ等については、その関係資料は一般に未発掘であり、仮に紹介されても必ずしも正確であるとは云い難いのである。

この資料集はこのような認識から、厚生省・商工省所管の熟練工・技能者養成関係資料に重点を置き、文部省所管のそれは必要最低限度の資料の掲載にとどめることにした。採録した各資料は第一集の編集方針をほぼ踏襲し、行政組織編、閣議決定編、通牒編、審議会・民間団体の答申・建議編、ILO勧告編、統計編の七部のいづれかに分類整理した。しかしこの分類は編集上の

便宜に基づくものであり、厳密にカテゴライズされたものではない。なお、巻末の年表ではこの時期の職業訓練制度の展開を理解する一助のために、昭和一二年における一連の動きも掲載することにした。

最後に本資料集の編集に当つて各種の研究者及び研究機関から、貴重な資料の提供を頂いたことを記しておかなければならない。特に創価大学教授藤本喜八、元労働事務官安田辰馬、元労働省技官小林正夫、職業訓練大학교通信訓練部長野口俊幸の諸先生方から貴重な御助言を、又国立国会図書館、国立公文書館、労働省図書館、通商産業省図書館、国立教育研究所図書館、労働科学研究所図書館、北海道総合経済研究所図書館、北海道大学図書館、日本社会事業大学図書館、一橋大学図書館、法政大学大原社会問題研究所には、資料の閲覧・文献複写に様々な便宜を頂いた。しかしこのような援助を頂いたにもかかわらず、本資料集はわれわれの力量不足のため、きわめて不完全なものになってしまったようである。それ等の不備は読者各位の御指摘によつて、より完全な資料集にしたいと念じている。

凡　　例

一、本資料は昭和十三年一月から昭和十六年十二月までの時期における職業訓練に関する資料を蒐集、整理したものである。

二、その構成は行政組織編、法令編、閣議決定編、通牒編、審議会・民間団体の答申・建議編、ILO勧告編、統計編の七部に分け、最後に関係年表を附している。

三、掲載資料は各部ごとに時間軸によつて配列し、その配列順に通し番号を附している。各資料番号の下には当該資料の発出された年月日、資料名を記し、法令には法令番号を、又通牒及び審議会答申・建議には発出者と発出先を附している。法令資料は官報又は法令全書に依拠し、その発出年月日は公布の年月日を示している。

四、関係年表中の各事項に附された番号は、掲載資料番号に照応するようにしており、関係年表が掲載資料の索引にもなるよう正在している。

第一部 行政組織編

文部・内務・厚生・商工の各省は、この時期における熟練工・技能者養成行政にかかる中央行政当局であった。しかしこれ等のうち、内務・厚生・商工省のこれに関する行政組織は、これまで必ずしも明確ではなかったようと思う。従って、まず最初に内務・厚生省について見ると、内務省において熟練工・技能者養成を所掌する局課は、すでに『職業訓練関係資料集(1)』で明らかにしてきた通り、社会局（内務省外局）の労働部監督課と社会部職業課・臨時軍事援護部であった。前者が企業内技能者養成を、又後者が公共職業補導を分掌したのである。しかしこの社会局が昭和一三年一月の「厚生省分官制」（資料番号一一一以下、番号のみを記す。）によつて、厚生省に改組されたことに伴い、その行政事務も同年一月の「厚生省分課規程」（一一二）によつて、労働局監督課が企業内技能者養成を、又社会局職業課及び臨時軍事援護部が公共職業補導を分掌することになった。このうち、社会局職業課は同年四月の「臨時厚生省ニ職業部ヲ設置スルノ件」（一一五）・「厚生省分課規程中改正」（一一七）によつて、職業部に昇格し、臨時軍事援護部の一部も同年四月の「傷兵保護院官制」（一一六）・「傷兵保護院分課規程」（一一八）によつて、傷兵保護院（厚生省外局）に規模拡大したのである。

しかしこのような行政組織は、昭和一三年六月の「昭和一三年ニ於ケル重要物資ノ需給計画改訂ニ関スル件」（第三部参照）の閣議決定の実施に起因する失業問題の発生を契機に、次のような行政組織の改編をみたのである。即ち、同年一〇月の「失業対策部官制」（一一六）・「厚生省分課規程中改正」（一一七）によつて、臨時に失業対策部が新設され、その転職課及び事業課がいわゆる事務関係職業指導・職業補導を分掌することになったのである。又昭和一四年七月の「軍事保護院官制」（一一二二）によつて、これまで併存していた臨時軍事援護部と傷兵保護院が統合され、傷痍軍人はもとよりその遺家族の保護援助のために、公共職業補導を所掌する軍事保護院が設置されたのである。更に同年一〇月の「厚生省分課規程中改正」（一一二四）によつて、職業部が抜本的に改組されるとともに、新設の養成課が企業内技能者養成と公共職業補導を分掌することになった。このような養成課の設置は、これまで企業内の技能者養成と公共職業補導がそれぞれ独立の課に分掌されてきた事實と比較すれば、きわめて注目すべき行政組織の再編であった。

しかしこのような行政組織の再編は、一時的にとられた措置であり、昭和一六年一月の「厚生省官制中改正」（一一二七）・「厚生省分課規程中改正」（一一二九）によつて、再び従前の組織体制をとることになった。即ち、そこではこれまでの職業部と失業対策部を統合して職業局を設置すると同時に、同局技能課が企業内技能者養成を、又転職課が公共職業補導を分掌することになったのである。行論で明らかにする府県立の幹部機械工養成所が公立施設であったにもかかわらず、その所掌が転職課ではなく技能課であったことは一見奇異であるが、しかしそれはこの施設が技能者の再教育としての職長及び指導員養成を目的としていたことに起因していたように

思われる。このほか、厚生省の組織機構は昭和一六年一月の「厚生省官制中改正」（一一三〇）・「厚生省部内臨時職員設置制中改正」（一一三一）、及び同年八月の「厚生省官制中改正」（一一三八）によって改組されたが、しかし前者ではこれまでの工場監督官を労務監督官に改称したものであり、又後者では職業局以外の局課が改組されたものである。

次に商工省について見ると、それは以下の通りである。昭和一三年五月の「商工省分課規程中改正」（一一一〇）は、これまで工務局に設置されていた工政・工業・工務・監督・地方の5課を、繊維工業・機械工業・化学工業・工業組合に統合整備するとともに、このうちの機械工業課が「機械工ノ養成」・「機械試験所及機械工養成所」の、又化学工業課が「工業試験所・陶磁器試験所及工芸指導所」の事務を分掌することになったのである。

ところで、昭和一三年六月の改訂物資動員計画の閣議決定は、商工省においては中小商工業者の転業対策の遂行と云う形で、新たな組織の拡大を惹起した。即ち、同年九月の「臨時商工省ニ転業対策部ヲ設置スルノ件」（一一一四）・「商工省分課規程中改正」（一一一五）によって、転業対策部が設置され、同部指導課が業務の一つとして「産業転換ノ為必要ナル技術ノ指導」を所掌したのである。これに対し、昭和一四年一月の「生産力拡充計画」の閣議決定（第三部参照）は、行論において明らかにする通り、商工省の熟練工養成への関与を一段と積極化させることになった。その一端は昭和一四年六月の「臨時商工省ニ振興部ヲ設置スルノ件」（一一一九）・「商工省官制改正」（一一一〇）・「商工省分課規程改正」（一一一二）にも窺うことができる。そこではこれまでの転業対策部は、振

興部に改組されるとともに、新設の施設課が従前の指導課の業務を、又機械局一般機械課及び化学局無機課がそれぞれ従前の工務局機械工業課、化学工業課の業務を分掌したのである。その後、これ等の熟練工養成関係行政組織は、昭和一六年四月の「商工省分課規程改正」（一一三六）によって改組されたが、しかしそれは振興部総務課が施設課の、又機械局総務課が一般機械課の業務を分掌することに変更されたに過ぎないものであった。

このほか、昭和一二年一〇月に設置された企画院も、この時期における熟練工・技能者養成の政策形成に重要な役割を果していたことも注目されよう。昭和一六年二月の「転業対策連絡協議会設置要綱」（一一三三）は、その一端である。又この時期に設置された傷痍軍人保護対策審議会（一一三）、企画審議会（一一四）、国家総動員審議会（一一九）、職業紹介委員会（一一一・一一一八）、失業対策委員会（一一二・一一一三）、工場事業場技能者養成委員会（一一一八）、軍人援護対策審議会（一一二三）、労務管理調査委員会（一一二五）、機械技術者検定制度調査委員会（一一一六）、転廃業者資産評価委員会（一一三二）、国民労務手帳審査委員会（一一三七）、労務統制委員会（一一三九）も、熟練工・技能者養成の政策形成に、直接あるいは間接に重要な影響を与えた行政機関の一種であった。

する通り、戦時体制下の労務行政の色彩を濃厚に帯びていたため、その関係法令も同時に公布された一連の労務関係法令と密接不可分なものであった。従って、次章及びここではまず最初に一般労務関係資料を紹介し、次に熟練工・技能者養成関係資料を解説することにしたい。

(二) 一般労務関係法令

この時期に公布された労務関係法令を労務統制、労務充足、労働保全に類型化すると、前二者の関係法令が大半であり、労働力保全の関係法令は昭和一三年三月の「商店法」(二一一一)、同年四月の「社会事業法」(二一一一三)、昭和一四年三月の「工場就業時間制限令」(二一一一八)等の例をあげ得るのみである。これと対照的に労務統制関係法令は、昭和一三年四月の「国家総動員法」(二一一一二)の第六条に基づき、次のような一連の法令の公布をみた。即ち、昭和一三年八月の「学校卒業者使用制限令」(二一一一四)及び同関係法令(二一一一五、二一一一六、二一一一七)、昭和一四年三月の「従業者雇入制限令」(二一一一七)・「賃金統制令」(二一一一九)、同年一〇月の「賃金臨時措置令」(二一一一九)、昭和一五年二月の「青少年雇入制限令」(二一一一九)、昭和一四年一月の「従業者移動防止令」(二一一一三)、同年三月の「国民労務手帳法」(二一一一三三)及び関係法令(二一一一三五、二一一一三六)、同年一二月の「労務調整令」(二一一一四〇)である。これ等法令のうち、賃金統制関係法令は戦時下の労働力不足に起因する賃金の高騰を抑止するだけではなく、賃金格差による

労働移動の防止をも意図していた点において、労務統制の機能をも果していたのである。

次に労務充足については、國家総動員法第四・五条に基づき、次のような一連の法令の公布をみた。即ち、昭和一四年一月の「国民職業能力申告令」(二一一一八)及び同関係法令(二一一一九、二一一〇、二一一一、二一一一、二一一一、二一一一、二一一一四、二一一一五、二一一一六)、同年七月の「国民徵用令」(二一一一二〇)、昭和一五年一〇月の「国民職業能力申告令中改正」(二一一一七)・「国民徵用令中改正」(二一一一八)、昭和一六年一〇月の「国民職業能力申告令中改正」(二一一一三八)、同年一一月の「国民勤労報告協力令」(二一一一三九)、同年一二月の「国民徵用令中改正」(二一一一四二)である。ここではその詳細を紹介する余裕はないが、これ等の法令はいずれも労務の適正配置と労務の確保を図ろうとするものであった。厚生省はこのために、昭和一四年一一月に「労務動態調査規則」(二一一二三)によって、全産業における労働者の雇入・解雇・その他の労務動態調査を行うとともに、昭和一五年六月の「国民職業能力検査規則」(二一一二五)によって、いわゆる「要申告者」(国民登録者)の技能程度検査制度を導入したのである。

なお、以上のような労務関係法令のほか、次のような産業統制関係法令も、この時期の熟練工・技能者養成法令を理解する上で、その一助となろう。即ち、昭和一四年一〇月の「価格等統制令」(二一一一二)、昭和一五年七月の「奢侈品等製造販売制限規則」(二一一一六)、同年一〇月の「会社経理統制法」(二一一一三三)・(二一一一三)、昭和一六年三月の「国民更生金庫法」(二一一一三一)・

「生活必需物資統制令」(二一一一三四)、同年八月の「重要産業團体令」(二一一一三七)、同年一二月の「企業許可令」(二一一一四一)等である。

□ 熟練工・技能者養成関係法令

その関係法令を所管省別に見ると、それは厚生省、商工省、文部省に分けることができる。まず最初に厚生省所管の関係法令についてであるが、それは更に公共職業補導と企業内技能者養成の関係法令に分けることができよう。前者のそれは、昭和一三年四月の「職業紹介法改正」(二一一一九)・「入営者職業紹介法中改正」(二一一三)、同年六月の「職業紹介法施行期日ノ件」(二一一一七)・「職業紹介法施行令」(二一一一八)・「職業紹介所官制」(二一一九)・「職業紹介法施行規則改正」(二一一一〇)である。

つまり、職業紹介所はこれ等法令によって、昭和一三年七月以降、原則として国営化されるとともに、この職業紹介所の附帯事業として、職業指導及び職業補導の事業が行われることになったのである。厚生省はこのような体制の下で、職業指導及び職業補導を実施していくために、昭和一三年一〇月に「小学校卒業者ノ職業指導ニ関スル件」(二一一一)を訓令すると同時に、熟練工養成とのかかわりで公共職業補導の拡充整備を図ったのである。しかしこの拡充整備に関する諸規定は、昭和一四年一月の「傷痍軍人職業補導の設置」(二一一一一二、二一一一三)、同年三月の「傷兵保護院職業補導所規程」(二一一一三)の例を除き、他はすべて第四部に掲載する通牒に委ねられたのである。

これに対し後者の企業内技能者養成は、昭和一四年三月の「工場

事業場技能者養成令」(二一一一五)及び同年四月の「工場事業場技能者養成令施行規則」(二一一一七)によって、ここにわが国の企業内技能者養成の定型的訓練の制度化をみることになったのである。厚生省はこのような定型的訓練の実施体制を確立するため、昭和一四年四月及び昭和一五年四月に「工場事業場技能者養成令第二条ノ事業指定」(二一一一八、二一一一三)を告示し、技能者養成の実施義務工場として、前者において金属製鍊業等二二工場を、又後者において金属鉱業等三四工場を指定した。そして昭和一四年四月、同年一一月、昭和一五年四月、昭和一六年一月の「工場事業場技能者養成令施行規則第四条第一項の比率」(二一一九、二一一二六、二一一三二、二一一三九)の告示によつて、これ等三六工場の養成員数を規定したのである。更に昭和一四年七月の「工場事業場技能者養成補助規則」(二一一一)によつて、国庫補助金交付対象・交付手続を、又同年九月の「工場事業場技能者養成指針ニ関スル件」(二一一一二五)によつて、その技能者養成の目的・指導方法の詳細を定めた。このような企業内技能者養成制度を効果的に運用するために、昭和一五年四月に「工場事業場技能者養成令施行規則第四条第一項及第一条ノ特例ニ関スル件」(二一一一三〇)及び「技能者養成ノ為ノ鉱夫労役扶助規則第一条ノ二ノ特例ニ関スル件」(二一一一三四)を公布し、前者では養成員数及び授業時数の、又後者では抗内就業の特例を定めたのである。

次に商工省所管の関係法令については、昭和一三年三月の「機械工養成所官制」(二一一一)、同年四月の「機械工養成所規程」(二一一一四)をあげることができる。商工省は特に中小企業にお

いて顯著であつた熟練工不足に對処するため、このよだな短期（修業年限一年又は一年半）の機械工養成所を制度化したのである。

この種の機械工養成所は、まず最初にモデルとして官立機械工養成所が設置（二一二一五、二一二一六）され、その後に国庫補助によつて公私立の機械工養成所（訓育所）の増設をみたのである。

最後に文部省所管の関係法令について、簡単に述べて置きたい。文部省は昭和一四年三月の「学校技能者養成令」（二一二一一四）に基づき、大学・専門学校・実業学校で技術者の速成養成を、又いわゆる乙種工業学校及び工業青年学校で技能者の養成を行うことによつて、熟練工不足に對処しようとした。昭和一四年四月の「工業技術員養成ニ関スル件中改正」（二一二一一六）、昭和一五年四月の「東京工業大学臨時工業技術員養成所規則」（二一二一三五）、同年一一月の「工芸技術講習所官制」（二一二一三七）及び同年一二月の「工芸技術講習所規程」（二一二一三八）は、技術者の速成養成の措置であり、又乙種工業学校の増設努力、及び昭和一四年四月の「青年学校令改正」（二一二一二一）、昭和一六年三月及び七月の「青年学校令改正」（二一二一四一、二一二一四八）は、技能者養成のための措置であった。このほか、昭和一六年一〇月の「大學学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」（二一二一四九）・「大學学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和一六年度臨時短縮ニ関スル件」（二一二一五〇）が大学・専門学校・高等学校・大学予科の修業年限を昭和一六年度に三ヶ月、又同年一一月の「大學学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和一七年度臨時短縮ニ関スル件」（二一二一六一）が昭和一七年度において、前者の学校で六ヶ月、後者の学校で三ヶ月短縮したことも、労働力不足の逼迫に對する文部省

の對処を示したものであつた。

第三部 閣議決定編

次のような一連の閣議決定は、前記の熟練工・技能者養成関係法令の制定に、あるいは第四部で考察するその制度の具体的な運営の在り様に、きわめて大きな影響を与えた。即ち、その一つは昭和一三年一月の「昭和一三年ニ於ケル重要物資ノ供給確保ニ関スル件」（三一一）及び同年六月の「昭和一三年ニ於ケル重要物資需給計画改訂ニ関スル件」（三一二）である。これ等の閣議決定はいずれも日中戦争の長期化に即応するため、「重要物資」の軍需への優先的供給と民需への供給制限を決定したものであり、直接的には熟練工・技能者養成の問題について、何等言及したものではなかつた。しかしこのよだな「重要物資」の供給決定は、軍需関連産業における熟練工不足と平和関連産業における失業問題を惹起したため、それとのかかわりで熟練工・技能者養成問題の對処を、政府に余儀なくさせたのである。

政府はこの対処の方向を、昭和一三年六月の「國家総動員上緊急ヲ要スル諸政策ノ徹底強行ニ関スル件」（三一三）・「軍需品生産上必要ナル労務対策要綱」（三一四）において、次のように決定したのである。即ち、前者の閣議決定では一二項目の「緊急ヲ要スル諸政策」のうち、「一〇、軍需工業能力増進ノ為交替制ノ採用技術員其ノ他労務者ノ急速充足ニ付必要ナル措置ヲ講ズルコト」・「一、転業及之ニ伴フ失業者救済ノ為必要ナル対策ヲ講ズルコト」を

掲げ、これ等の措置・対策の確立のために、「必要ヲ生ズレバ國家

総動員法中ノ一部条項ヲモ発動セシムルコト」を決定したのである。

又後者の閣議決定では工鉱業技術者不足対策として、新規学校卒業者の雇用制限・通学期間の短縮等の、又熟練工・技能者の確保対策として時局不急産業従事者の転用・職業補導施設の拡充等の方針を決定したのである。

又昭和一四年一月の「生産力拡充計画」（三一五）の閣議決定も、昭和一四年度以降四ヶ年に亘る生産力拡充計画を達成するため、熟練工・技能者養成の緊急性・必要性を一層増大させたものであった。同計画の文言はこのことを、「技術者及労務者ノ供給」は「特別ノ措置ヲ講ズルモノトス」と端的に表現している。この具体的措置の内実の一部は、すでに第二章で明らかにしてきたことであり、その詳細は次章の資料が明らかにする通りである。

更に昭和一五年七月の「基本国策要綱」（三一六）以降の、いわゆる「新体制確立」のための一連の閣議決定も注目される。即ち、

昭和一五年一〇月の「中小商工業ニ対スル対策」（三一七）、同年一月の「勤労新体制確立要綱」（三一八）、同年一二月の「経済新体制確立要綱」（三一九）、昭和一六年五月の「科学技術体制確立要綱」（三一〇）、同年八月の「労務緊急対策要綱」（三一一）、同年一二月の「閣議に於ける内閣總理大臣の要望」（三一二）である。このうち特に、「中小商工業ニ対スル対策」の閣議決定が、中小商工業者及びその従業者の転廻業対策として、国民職業指導所及び国民勤労訓練所の制度化を、又「勤労新体制確立要綱」の閣議決定が戦時下の国民の勤労新理念として、いわゆる職域奉公の勤労報酬精神を宣明したことを重視して置きたい。

第四部 通牒編

昭和一三年五月の「国家総動員會議ニ於ケル各庁説明」（四一一一二、四一一三、四一一四）は、この時期における文部・厚生・商工省による熟練工・技能者養成計画の内容を端的に表明したものであろう。ここではこの計画がどのように実施されて行つたかについて、その関係資料を解説することにしたい。しかし文部省及び商工省のこれに關する関係資料は、すでに『近代日本教育制度史料』（全三五巻）あるいは『商工政策史』（現三巻、続刊中）等を参照できるので、ここでは厚生省所管の関係資料を紹介することにしたい。なお、第二章ではその関係資料を一般労務関係と熟練工・技能者養成関係に分けて掲載してきたが、ここでは後者を更に公共職業補導関係と企業内技能者養成関係に細分して掲載することにする。

(1) 一般労務関係

厚生省による労務行政の力点は昭和一三年においては、主として召集解除者・一般退営者の職業保障、あるいは物資動員計画の実施に伴う失業者対策に置かれていた。即ち、厚生省は昭和一三年一月の「今次事変ニ伴フ召集解除者竝一般退営者職業紹介ニ関スル件」（四一一一）において、又同年七月の「物資動員ニ因ル失業対策ニ関スル件」（四一一五）及び同年一〇月の「物資動員ノ強化ニ依ル失業者ノ救済施設ニ関スル件」（四一一一三、四一一一四）において、これら等の問題に対処しようとしたのである。このために、同年七月の「物資動員ニ依ル離職者ノ求職状況報告ニ関スル件」（四一一一六）及び同年八月の「事変関係失業状況報告ニ関スル件」

(四一一一八)によつて、離職者の求職状況・失業状況の実態を把握し、その具体策を次のような一連の通牒によつて提示したのである。即ち、同年七月の「物資動員ニ依ル離職者職業相談部設置ノ件」(四一一一七)、同年八月の「道府県失業対策委員会ニ関スル件」(四一一一九)・「労資関係調整方策ニ関スル件」(四一一一二)、同年一〇月の「物資動員ニ依ル失業対策ニ関スル預金部資金金融通ノ件」(四一一一二)、同年一一月の「道府県失業対策委員会ノ設置ニ関スル件」(四一一一六)・「転失業対策関係庁ノ連絡ニ関スル件」(四一一一八)、同年一二月の「職業紹介所ニ関スル経費ノ市町村負担ニ関スル件」(四一一二〇)である。なお、このようないくつかの通牒と並行して、特に年少者及び婦女子、更には軍需労働力保全に關して、同年八月に「軍需品工場ニ於ケル交替制実施ニ関スル件」(四一一一〇)、同年一〇月に「小学校卒業者ノ職業指導並職業紹介ニ関スル件」(四一一一五)、同年一一月に「小学校卒業者職業紹介ニ関スル件」(四一一一七)・「製絲女工職業紹介ニ関スル件」(四一一一九)の通牒をみていらる。

しかしこのようないくつかの労務行政は、前掲資料の「生産力拡充計画」の閣議決定を画期にして大きく転換した。即ち、厚生省は行論で考察してきた一連の労務統制、あるいは労務充足の関係法令に基づき、その労務行政の重心を物資動員による離職者・失業者対策から、戦時軍需労働力確保のための労務統制、あるいは労務充足対策へ移したものである。その一端を示すと、労務統制の強化は昭和一四年五月の「学校卒業者使用制限ニ関スル件」(四一一二三、四一一六一)、同年六月の「従業者雇入制限令ノ施行ニ関スル件」(四一一四)、同年九月の「小学校卒業者ノ職業紹介ニ関スル件」(四

一一二八)、昭和一五年三月の「青少年雇入制限令ノ施行ニ関スル件」(四一一一三七)の通牒によつて、一段と促進されたのである。又労務充足の諸対策も昭和一四年一月の「国民登録事務開始ニ関スル件」(四一一一二)、同年五月の「小学校卒業未就職者ノ就職斡旋ニ関スル件」(四一一一二二)、同年七月の「国民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者ノ処遇ニ関スル件」(四一一一五)等をはじめとする一連の通牒(四一一一二六、四一一二七、四一一一九、四一一一三〇、四一一一三一、四一一一三二、四一一一三三、四一一一三四、四一一一三五)によつて、拡充整備されていった。この方向は昭和一五年・一六年においても継承され、次のような一連の通牒が発せられたのである。即ち、昭和一五年二月の「小学校卒業者ノ職業指導並ニ職業紹介ニ関スル件」(四一一三六)から、昭和一六年一〇月の「男子青少年ノ任用ヲ制限シ女子ヲ使用スペキ職種ニ関スル件」(四一一一六)、四〇迄の間に発せられた一連の通牒(四一一三八、四一一三九、四一一四〇、四一一四一、四一一四二、四一一四六、四一一五五、四一一五九、四一一六二)が、それである。

なお、前掲資料の「基本国策要綱」の閣議決定以降、中小商工業の統合整理の実施(四一一一四三、四一一一四五、四一一一四五、四一一四七、四一一五七、四一一六〇、四一一六五)に伴い、昭和一五年末から昭和一六年においては、上記の労務充足対策と並行して、中小商工業者及びその従業者の転廻業対策も新たに加えられた。昭和一五年一二月の「職業紹介所ニ属スル職業転換指導施設諸費予算配当ニ関スル件」(四一一四八)以降、昭和一六年八月の「中小商工業者等ノ職業転換ニ関スル件」(四一一六三)迄の間ににおける一連の通牒(四一一四九、四一一五〇、四一一

一五一、四一一五二、四一一五三、四一一五四、四一一五六、四一一五八)が、それである。

(二) 公共職業補導関係

文部省あるいは商工省が低度工業教育機関・機械工養成所を、又厚生省自らも後述のように企業内技能者養成制度を拡充整備していくにもかかわらず、厚生省はそれ等と並行して、何故に公共職業補導施設の拡充を図ったのであろうか。又その拡充の内実は具体的にはどのようなものであったのであろうか。以下の掲載資料はこれ等の疑問に関する厚生省の取り組みを明らかにしたものである。

厚生省は昭和一三年五月の「傷痍軍人職業再教育施設ニ関スル件」(四一二一七)、同年六月の「授産授職並職業補導施設ニ関スル件」(四一二一九)、同年七月の「物資動員ニ依ル失業者ノ対策ニ関スル件」(四一二一九)によつて、官公立職業補導施設の拡充意図を通牒したが、しかしその本格的な着手の表明は、同年七月の「物資動員ニベキ職業補導施設ニ関スル件」(四一二一四)の通牒である。そこで前掲資料の「職業紹介法改正」体制下の公共職業補導施設を、単に失業労働者にとどまらず、広く「求職者」のための教育訓練施設と捉え、その目標を「就職上必要ナル技能又ハ知識ヲ授与」することに置いた。つまり、公共職業補導施設は当時不足していた熟練工の養成機能をも色濃く帯びていたのである。

しかしこのような公共職業補導の性格は、昭和一三年の改訂物資動員計画の閣議決定を契機にして、実施後間もなく顕著に変化した。即ち、厚生省は同年八月の「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導施設ニ関スル件」(四一二一五)通牒によつて、その性格を「物資動

員ニ依ル失業者」に「必要ナル技術ノ補導ヲ実施」することに転換したのである。このような公共職業補導の位置づけは、昭和一三年八月の「国営職業紹介所職員ノ採用方針ニ関スル件」(四一二一六)以降、昭和一四年三月の「支那事変特ニ物資動員ニ依ル失業者ノ職業補導施設運営ニ関スル件」(四一二一七)迄の一連の通牒(四一二一七、四一二一八、四一二一九、四一二一〇、四一二一、一二、四一二一五、四一二一六、四一二一七、四一二一〇、四一二一一)によって、確認され継承されて行つたのである。

ところで、このような公共職業補導の位置づけは、「生産力拡充計画」の実施とともに再々度変更を迫られることになった。即ち、昭和一四年四月の「職業紹介所ニ於テ行フベキ職業補導ニ関スル件」(四一二一三)は、この変更を「職業補導ハ求職者ニ就職上必要な技能又ハ知識ヲ授与シテ其ノ職業能力ヲ補ヒ就職ヲ容易ナラシムル為又ハ職業紹介所ノ紹介ニヨリ就職シタル者ニ対シ職業上ノ知識技能ヲ授与シテ指導ヲナス為職業紹介所ニ於テ之ヲ行フモノナルコト」と通牒した。この通牒の意図について、同年八月の「事変関係職業補導施設ニ関スル件」(四一二一八)は、「從来支那事変ニ物資動員ノ強化ニ依ル離職者ノ職業補導施設トシテ実施中ノ機械関係補導施設ハ爾今單ナル失業対策施設トシテノミナラズ労務動員上必要ナル機関トシテ積極的ニ之ヲ拡充運営シ以テ労務動員上ノ円滑ヲ期ス」と、説明した。つまり、そこでは公共職業補導施設の中心的使命は、「生産力拡充」の担い手たる熟練工の養成にあると捉えられたのである。

このような公共職業補導の位置づけは、昭和一四年四月の「事変関係職業補導施設ニ関スル件」(四一二一四)以降、昭和一五年

八月の「事変関係機械工補導施設運営ニ関スル件」（四一二一四三）迄の間ににおける一連の通牒（四一二一一五、四一二一一九、四一二一三五、四一二一三七、四一二一三八、四一二一四〇、四一二一四一、四一二一四二）にも見ることができる。これ等の通牒のうち、特に昭和一五年七月の「事変関係機械工補導施設補導要綱」（四一二一四一、四一二一四二、四一二一六二を参照）の通牒は、公共職業補導施設における熟練工養成の水準を確保するため、教科課程基準を定め、教科書を指定した点において、注目される。更に昭和一四年一〇月の「幹部機械工養成施設ニ関スル件」（四一二一三四）によつて、新たに職長あるいは企業内技能者養成施設の指導員養成を目的とした幹部機械工養成所が制度化されたことも注目される。これ等の施設は国庫補助金の交付の下に、府立あるいは県立施設として昭和一五年には東京・大阪・愛知・福岡に、又昭和一六年には神奈川・兵庫・広島に設置されたのである。

しかし昭和一五年一〇月の「中小商工業ニ対スル対策」（三一七）

の閣議決定は、またもや公共職業補導の中心的使命の変更を余儀なくさせたのである。このことについて、昭和一五年一月の「職業補導施設拡充ニ関スル件」（四一二一四六）は、「中小商工業者職業転換対策ノ一トシテ職業補導施設ヲ拡充」と通牒し、同年一二月の「中小商工業者転廻業対策ニ関スル件」（四一二一四九）は、新たに国民勤労訓練所を制度化するとともに、「現在実施中ノ職業補導施設ハ総テ中小商工業者其ノ他転業者ノ補導施設トシテ之ヲ運営スルコト」にしたのである。厚生省はこのよき方針の下に国民勤労訓練所・職業補導施設を運営するために、昭和一五年一二月の「職業補導施設予算経理ニ関スル件」（四一二一四七）以降、各種

の通牒（四一二一四八、四一二一五〇、四一二一五一、四一二一五三、四一二一五四、四一二一五五、四一二一五六、四一二一五七、四一二一五八、四一二一五九、四一二一六〇、四一二一六一、四一二一六三、四一二一六五、四一二一六七、四一二一六八、四一二一六九、四一二一七一、四一二一七二、四一二一七三）を発したのである。

なお、公共職業補導施設における諸設備及び実習用資材は、一般に「重要物資」に当るものが多く、その購入あるいは使用については各種の通牒（四一二一一一、四一二一一三、四一二一一四、四一二一一八、四一二一三〇、四一二一三一、四一二一三二、四一二一三三、四一二一三六、四一二一三九、四一二一一四四、四一二一一四五、四一二一一五一、四一二一一六四、四一二一一六六）によって、詳細な制限を受けていた。とまれ、以上のような公共職業補導関係資料から、われわれは公共職業補導の性格がこの時期に目ま苦しく変化した事實を知るのである。

〔四〕 企業内技能者養成関係

企業内技能者養成の拡充整備過程は、前記の公共職業補導のそれは対照的であった。そこでは「生産力拡充」の担い手たる「中堅職工」の養成が常に志向され、その実現のために一連の措置がとられたのである。即ち、厚生省は「中堅職工」養成の質的水準を維持するため、昭和一四年九月の「工場事業場技能者養成指針ニ関スル件」（四一三一一二）で養成目標・指導方法を明示するとともに、同年四月の「工場事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル件」（四一三一一六）によって、まず最初に金属工業・機械器具工

業の標準教科課程を、次に昭和一五年四月の「工場事業場技能者養成令適用事業拡張ニ関スル件」（四一三一〇、四一三一一）によって、金属鉱業・石炭鉱業・化学工業の標準教科課程を通牒した。そして昭和一五年一月の「工場事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル件」（四一三一一六、四一三一一七）、同年六月及び昭和一六年四月の「工場事業場技能者養成学科ノ教授要目ニ関スル件」（四一三一三、四一三一二六）によつて、その教授要目を通牒したのである。つまり、企業内技能者養成はこれ等の一連の通牒によつて、教育内容及び指導方法において、標準化乃至定型化されたものである。

昭和一四年四月及び同年五月の「工場事業場技能者養成計画ニ関スル件」（四一三一三、四一三一六）は、このような企業内技能者養成施設の設置認可手続の詳細を、又同年四月の「工場事業場技能者養成令第二条ノ事業ニ関スル件」（四一三一五）、同年五月の「工場事業場技能者養成令施行ニ関スル疑義ノ件」（四一三一八、四一三一九）、昭和一五年四月の「工場事業場技能者養成令ノ適用事業拡張ニ関スル件」（四一三一一八、四一三一一九、四一三一二〇）は、企業内技能者養成の実施工場の具体的な範囲を、それぞれ通牒した。そして昭和一四年五月の「工場事業場技能者養成国庫補助ニ関スル件照会」（四一三一七）以降の一連の通牒（四一三一一一、四一三一二二、四一三一二七）によつて、これ等の企業内技能者養成施設に補助金を交付したのである。

このほか、厚生省はこのような企業内技能者養成を有効に実施するため、昭和一四年四月に「工場事業場技能者養成令ニ基ク技能者ノ養成ト青年学校教育トノ関係ニ関スル件」（四一三一一）を通

牒し、企業内技能者養成と青年学校教育との連携の具体的内容を決定した。又同年四月の「工場事業場技能者養成令施行細則等ニ関スル件」（四一三一四）をはじめとする企業内技能者養成実施状況報告の通牒（四一三一一〇、四一三一一五）、昭和一五年七月の「工場事業場技能者養成指導員ニ関スル件」（四一三一二四）、更にはその他の通牒（四一三一一三、四一三一一四、四一三一二五、四一三一三八）も、企業内技能者養成の整備拡充への努力の一端を窺わせるものであった。

第五部 審議会・民間団体の答申・建議編

熟練工・技能者養成問題は、昭和一二年七月の「技術者及熟練工養成方策ニ関スル件」（『職業訓練関係資料集（一）』を参照）の閣議決定を契機に、世論の注目を浴びると同時に、政府の重要な政策課題となつた。まず最初に官側における政策形成について見ると、文部省のそれは「学校技能者養成令」の制定過程、あるいは昭和一〇年六月に文部大臣の諮問機関として設置された実業教育振興委員会の答申に窺うことができる。即ち、文部省は昭和一三年一月及び二月に、「国家総動員法案要綱第二四（制定法では第二二条、引用者注）ニ関スル勅令案要綱（案）」（五一、五二三）を作成し、上記閣議決定の趣旨に副つて、学校教育においても熟練工・技能者の養成に着手しようとしたのである。この案要綱（案）は同年一〇月に國家総動員法制委員会による修正の後、「学校技能者養成令案」（五二九）にまとめられ、同年一〇月に内閣総理大臣・文部大臣・拓務

大臣の連署の下に、国家総動員審議会宛に「学校及養成所ニ於ケル技能者ノ養成ニ関スル勅令案要綱（諮問第三号）」（五一一一）として諮問された。この諮問案から答申、そして勅令の公布までの経過については、以下の所明らかにし得ないが、しかしその公布勅令は、ほぼ諮問案通りであったと指摘できよう。なお、文部省の技能者養成の制度的整備とは、昭和一三年七月の実業教育振興委員会答申（五一六）から明らかにし得ないが、具体的にはいわゆる乙種工業学校及び工業青年学校の増設にあつた。

次に厚生省の政策形成のうち、公共職業補導のそれは、昭和一三年一月の傷痍軍人保護対策審議会答申（五一二）、同年二月の職業紹介委員会答申（五一四）、同年八月の中央失業対策審議会答申（五一七）、昭和一五年三月の労務管理調査会第一次答申（五一一六、五一一七）及び同年八月の同上第二次答申（五一一八、五一一九）によつて、すでに行論で明らかにしてきたような傷痍軍人職業補導制度を、又職業紹介委員会答申及び中央失業対策委員会答申によつて、各種の公共職業補導制度の整備を図つたのである。更にその公布をみるとことのなかつた「工場事業場厚生施設法要綱」（五一二）も、厚生省が上記労務管理調査会答申に基づき作成したものであつた。これに対し企業内技能者養成に関する厚生省の政策形成は目下の所、厚生省作成の勅令案要綱（案）が不詳のため、その詳細を明らかにし得ない。しかしそれを下敷にして、昭和一三年一〇月に国家総動員法制委員会によって作成されたと思われる「工場事業場技能者養成令案」（五一一〇）は、国立公文書館に所蔵されている。この養成令案は同年一〇月に、内閣総理大臣・商工大臣・拓務

大臣・厚生大臣の連署の下に、国家総動員審議会宛に「工場事業場ニ於ケル技能者ノ養成ニ関スル勅令案要綱（諮問第四号）」（五一二）として諮問された。その公布勅令と比較すれば、「工場事業場技能者養成令」はこの諮問案通りに公布されたと云える。

最後に商工省の政策形成については、商工省生産管理委員会（旧臨時産業合理局生産管理委員会）の諸活動、及び商工省による民間団体、特に日本工業協会・産業能率協会等への援助活動に窺うことができる。即ち、生産管理委員会は産業振興・産業合理化、更には生産力拡充の推進に当つて、特に熟練工・技能者養成問題を緊急且つ重要課題と捉え、昭和六年六月に『見習工教育ノ改善』、昭和八年七月に『作業工程管理ノ改善』、昭和一〇年九月に『作業研究』を、更には昭和一三年五月に『工業教育ヲ中心トシテ見タ我国教育制度ノ改善』（五一五）を公刊したのである。これ等の改善策の具體化が、前掲資料の官立機械工養成所及び公私立機械工養成所（訓育所）の設置であった。これに対し商工省の民間団体への援助活動の意図は、日本工業協会・産業能率連合会への財政援助・便宜供与によって、これ等団体による熟練工・技能者養成の教育課程・指導方法の開発研究を助長・奨励しようとする事例にあつた。ここでその詳細を紹介する余裕はないが、例えば、昭和一二年一一月に小島工務局長からの日本工業協会長宛依頼、「熟練工養成委員会ノ設置ニ關シ日本工業協会ニ依頼ノ件」は、その典型的事例であつた。日本工業協会はこの依頼に基づき、中央及び地方職工養成委員会を設置し、そこで教育課程・指導方法の研究開発を行うことにしたのである。

それでは、日本工業協会をはじめとする民間諸団体は、熟練工・

技能者養成問題をどのように捉え、如何なる改善策を提言してゐる
であらうか。それは同時期の雑誌、特に『産業と教育』、『技術と教育』、
『職業指導』、『社会政策時報』、『職業時報』、『H政』、
『工業国策』、『工業ト経済』、『科学主義工業』、『産業論評』、『産業
合理化』に掲載された一連の論文・記事によつて知ることができる。
しかしその紹介は他の機会に譲り、ここでは差し当つて次のような
関係資料のみを掲げて置きたい。即ち、協調会徒弟問題研究会によ
る昭和一三年八月の「基幹的熟練工の重要性とその養成に就て」
(五一八)、日本工業協会による昭和一三年一月の「工場経営上
青年学校ニ対スル要望(第一回全国研究会資料)」(五一三)、
昭和一四年一〇月の「工場ニ於ケル中堅工ノ養成(第一六回全国研
究会資料)」(五一五)、昭和一五年一二月の厚生大臣宛建議の
「養成令実施上至急措置ヲ要スト認ムルモノ」(五一〇)及び昭
和一六年五月の「工場事業場技能者養成法要綱案ニ関スル件」(五
一一)である。これ等はいずれも企業内技能者養成の改善策を具
体的に提言したものであり、「工場事業場技能者養成令」の実施に
大きな影響を与えたものであつた。なお、公共職業補導については
昭和一三年一一月の「新建設大綱並ニ政策(草案)」(五一四)
が注目されよう。

第六部 一〇勧告編

わが国の熟練工・技能者養成、なかでも公共職業補導がILOの
勧告あるいは条約の強い影響を受けて制度化されたことは、すでに

『職業訓練関係資料集』で明らかにしてきた通りである。わが国
は昭和八年三月の国際連盟脱退後もILOに加盟してゐたが、しかし
は国際情勢の緊迫化とともに、ついに昭和一三年一月にそれも脱
退し、翌年五月にはILO東京支局も閉鎖されたのである。しかし
このことは、厚生省がILOの動向に全く無関心になつたわけでは
なかつた。むしろ、厚生省はILO脱退後も、ILOの動向に重大
関心を示し、厚生省の行政誌であった『労働時報』に、遂次ILO
ニコースを掲載してゐるのである。勿論、昭和一四年六月にI
LO第二五回総会で採択された「職業訓練ニ関スル勧告」

Recommendation concerning Vocational Training

(六一) 及び「徒弟制度ニ関スル勧告」

Recommendation concerning Apprenticeship (六一) も、
経過を含めそれを翻訳紹介してゐる。わが国は国際法上ではこれ等
の勧告に対し遵守義務を負うものではなかつたが、しかし前者の勧
告が公共職業補導施設の、又後者のそれが企業内技能者養成の政策
形成の参考に供せられたものと思われる。

第七部 統計編

この時期における熟練工・技能者養成の実施状況は、関係統計資
料の未公表一例えは「工場事業場技能者養成令」に基づく技能者養
成の実施状況は秘密とされていたため、その詳細を明らかにし
得ない。しかしこのような条件の下ではあるが、その一端を紹介す
ると次の通りである。まず、文部省所管の教育施設のうち、熟練工

技能者を主として養成していた工業学校第二部・乙種工業学校・工業青年学校の年度別在学生徒数は、『文部省年報』を参照されたい。

次に厚生省所管のうち、公共職業補導施設について見ると、それは七一五一一、七一五一二の通りであった。このほか、この種の施設として幹部機械工養成所が昭和一七年三月現在、七校設置されていたが、しかしその生徒数は目下の所不明である。これに対し企業内技能者養成の実施状況は、その原典資料は不明であるが、『労働行政史』によれば、昭和一六年次において、採用養成工数五八、六七〇名、養成終了者数三一、九二一名と報告されている。なお、これ等の公共職業補導及び企業内技能者養成の実施に当たり、密接不可分な関係にあつた失業状況は七一一一、七一一一二、七一一一三、七一一一四、又職業紹介状況は七一一一一、七一一一二、七一一三、七一一四の通りであった。

最後に商工省所管の実施状況は資料未発掘のため、昭和一四年度において官立機械工養成所三ヶ所、その生徒定員総数一、〇五〇名（役付工三〇〇名、一般機械工七五〇名）、公私立機械工養成所（訓育所）二六ヶ所、その生徒定員総数一、〇〇〇名であったことを指摘し得るだけである。なお、公私立機械工養成所（訓育所）はその後増設され、昭和一七年にはその施設数は三七ヶ所となつてゐる。

調査研究資料第三六号

職業訓練関係資料集(Ⅱ)(上)

発行 昭和五七年三月三〇日

発行者 職業訓練大学校

職業訓練研究センター

所長 宗像元介

神奈川県相模原市相原一九六〇

電話 (0427) 61-1991-(代)

印刷 株式会社シント一商会